

〔追 補〕

令和元年版 交通小六法

—— 改正速報 ——

「道路交通法の一部を改正する法律」（令和元年法律第二十号）の公布に伴い、改正された道路交通法（改正に係る部分）を登載しました。

また、「道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和元年内閣府令第五号）の公布に伴い、改正された道路交通法施行規則（改正に係る部分）等も併せて登載しました。

大成出版社

○道路交通法

第一条関係

（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）

改正 令和元年六月五日法律第二〇号

注 道路交通法は、令和元年法律第二〇号により改正され、以下の条文は公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。（改正に係る部分を収録）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 〔略〕
- 二 歩道 歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分进行う。
- 三 車道 車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分进行う。
- 三の二 〔略〕
- 三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された車道の部分进行う。
- 三の四 八 〔略〕
- 九 自動車 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。
- 十 原動機付自転車 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車

であつて、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二 自転車 ベダル又はハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

十一の三 身体障害者用の車椅子 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車椅子（原動機を用いるものにあつては、内閣府令で定める基準に該当するものに限る。）をいう。

十二 二十三 〔略〕

2 〔略〕

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者

二 〔略〕

（乗車又は積載の制限等）

第五十七条 〔略〕

2 〔略〕

3 貨物が分割できないものであるため第一項の政令で定める積載重量等の制限又は前項の規定に基づき公安委員会が定める積載重量等を超えることとなる場合において、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等に限つて許可をしたときは、

車両の運転者は、前二項の規定にかかわらず、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができる。

(罰則) 第一項については第百十八条第一項第二号(六月以下の懲役又は十万円以下の罰金)、第百十九条第一項第三号の二(三月以下の懲役又は五万円以下の罰金)、第百二十条第一項第十一号(五万円以下の罰金)、第百二十三条(罰金刑又は科料刑) 第二項については第百一十一条第一項第七号(二万円以下の罰金又は科料)、第百二十三条(罰金刑又は科料刑)

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 五の四 (略)

五の五 自動車又は原動機付自転車(以下この号において「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいすれをも行うことができないもの)に限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。)を通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。)のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置(道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。)に表示された画像を注視しないこと。

六 (略)

(罰則) 第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四及び第六号については第百二十条第一項第九号(五万円以下の罰金) 第二号、第二号の三及び第三号については第百十九条第一項第九号の二(三月以下の懲役又は五万円以下の罰金) 第五号の五については第百十七条第四第一号の二(一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金)、第百十八条第一項第三号の二(六月以下の懲役又は十万円以下の罰金)

(免許証の有効期間)

第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証(第百七条第二項の規定により交付された免許証を除く。以下この項において同じ。)の有効期間は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる年齢に応じ、同表の下欄に定める日が経過するまでの期間とする。

新を受けた者の区分	更新日等における年齢	
	更新日等における年齢	有効期間の末日
免許証の交付又は更新を受けた者	更新日等における年齢	有効期間の末日
	更新日等における年齢	有効期間の末日

備考

一 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。

1 更新日等 第百一条第六項の規定により更新された免許証にあつては当該更新された日、第百一条の二第四項の規定により更新された免許証にあつては同条第三項の規定による適性検査を受けた日、海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者(その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月(当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合)に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月)を経過しない者に限る。)に対して前条第一項の規定により交付された免許証及び第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し(同条第一項第一号から第二号までのいすれかに係るものに限る。)を受けた者(当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告)について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。) に対して前条第一項の規定により交付された免許証にあつてはこれらの交付された免許証に係る適性試験を受けた日の直前のその者の誕生日(当該

適性試験を受けた日がその者の誕生日である場合に於ては、当該適性試験を受けた日）の前日、その他の免許証に於ては当該免許証に係る適性試験を受けた日

2 優良運転者 更新日等（海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者）（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者に於ては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しない者に限り、）に対して前条第一項の規定により交付された免許証に於ては当該効力を失った免許に係る免許証の有効期間の末日、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日から起算して三年を経過しない者に限り、同日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百七条の四第二号の違反行為をした者を除く。）に対して前条第一項の規定により交付された免許証に於ては当該取消しを受けた日。4 において同じ。までに継続して免許（仮免許を除く。4 において同じ。）を受けている期間が五年以上である者であつて、自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの

3 〔略〕

二 更新日等がその者の誕生日である場合におけるこの表の適用については、この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の前日」とする。
三 更新日等が有効期間の末日の直前のその者の誕生日の翌日から当該有効期間の末日までの間である場合におけるこの表の適用については、

この表中「更新日等」とあるのは、「更新日等の直前のその者の誕生日の前日」とする。

四 海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない理由のため第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けることができなかった者（その免許がその結果第百五条第一項の規定により効力を失った日から起算して六月（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けることができなかった者に於ては、当該効力を失った日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過する前に次の免許を受けた者に限り、）に対するこの表の備考の2及び4の規定の適用については、当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間は、継続していたものとみなす。

五・六 〔略〕

2 〔略〕

（免許証の記載事項の変更届出等）

第九十四条 〔略〕

2 免許を受けた者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損したとき、前条の規定による記録を毀損したとき、又は前項の規定による届出をしたとき、その他内閣府令で定めるときは、その者の住所地（仮免許に係る免許証に於ては、その者の住所地又はその者が現に自動車の運転に関する教習を受けている第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所の所在地）を管轄する公安委員会に免許証の再交付を申請することができる。

3 〔略〕

（罰則）〔略〕

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二 〔略〕

三 第一百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかった者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの、その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イハ（略）

四 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができ、免許について第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（前号の政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月を超え一年を経過しないもの、その者が受けていた免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許のいずれかに係る前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての運転免許試験

五（略）

2・3（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起した場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起した日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができ、

一（略）

二 第百七条の二第一号若しくは第三号、第百七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百七条の四第一号の二又は第百八条第一

項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起して人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三（略）

2・5（略）

6 仮停止は、前二項の規定により仮停止通知書及び免許証の送付を受けた公安委員会が当該仮停止の期間内に当該事案について前条第一項、第二項又は第四項の規定による処分をしたときは、その効力を失う。

7（略）

（罰則）（略）

（申請による取消）

第百四条の四（略）

2・4（略）

5 第二項の規定により免許を取り消された者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年間の自動車等の運転に関する経歴について、第九十二条の二第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項及び第百六条において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。

6・7（略）

（免許の失効）

第百五条（略）

2 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の規定により免許を受けた者」とあるのは「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十条第五項の規定による免許の取消しの基準に該当する者その他の政令で定める者」と、「当該取消しを受けた日」とあるのは「当該免許証に係る免許が失効した日」と、「次項」とあるのは「以下この条」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「前二項」と、「第二項の規定による免許の取消し」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替へるものとする。

（国家公安委員会への報告）

第六十六条 公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第九百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第一百一条第六項若しくは第一百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第一百一条第六項の規定による通知をし、第一百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第九十三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第一百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第九十三条第四項若しくは第一百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第九十二条第一項から第三項まで若しくは第九十三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第九十三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第一百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第九百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（免許等に関する手数料）

第一百二十二条 都道府県は、第六章（第九百四条の四第六項（第九百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとしてされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に

掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種類ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一〇十三（略）

2（略）

第一百二十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

一の二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた者

二（略）

第一百十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一〇三（略）

三の二 第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反して無線通話装置を通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視した者（第一百七十七条の四第一号の二に該当する者を除く。）

四〇八（略）

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一〇二（略）

二の二 第十七条（通行区分）第一項から第四項まで若しくは第六項、第十八条（左側寄り通行等）第二項、第二十五条の二（横断等の禁止）第一項、第二十八条（追越しの方法）、第二十九条（追越しを禁止する場合）、第三十一条（停車中の路面電車が有る場合の停止又は徐行）、第

三十六条（交差点における他の車両等との関係等）第二項から第四項まで、第三十七条の二（環状交差点における他の車両等との関係等）、第三十八条の二（横断歩道のない交差点における歩行者の優先）又は第七十五条の五（横断等の禁止）の規定の違反となるような行為をした者

三〇九の二（略）

（旧九号の三を削る）

十〇十五（略）

2（略）

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一〇十（略）

十一 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反した者（第二百十八条第一項第二号及び第二百十九条第一項第三号の二に該当する者を除く。）

（旧十一号を削る）

十一の二〇十七（略）

2 過失により前項第三号から第五号まで、第八号、第八号の二又は第十四号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第四号若しくは第五号、第一百七十七条の二第二号から第十号まで、第一百八条第一項第二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第一百九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第一百九条の二第一項第三号、第一百九条の三第三項第五号、第七号若しくは第八号、第二百二十条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第二百二十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

別表第二（第二百二十五条、第二百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
（略）	（略）	（略）
第二百十八条第一項第三号の二の罪に当たる行為	大型自動車等 普通自動車等	五万円 四万円
第二百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第九号、第九号の二、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	小型特殊自動車等 大型自動車等 普通自動車等 小型特殊自動車等	三万円 二万円 一万五千元 一万円
（略）	（略）	（略）
第二百二十条第一項第二号から第八号まで、第九号（第七十一条第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号又は第七十一条の二に係る部分に限る）、第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二若しくは第十四号又は第二項の罪に当たる行為	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考

（略）

○道路交通法

第二条関係

改正 令和 元年 五月二四日法律第一四号
 令和 元年 六月 五日法律第二〇号
 （昭和三十五年六月二十五日）
 法律 第百 五号

注 道路交通法は、令和元年法律第二〇号により改正され、以下の条文は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第一四号）の施行の日から施行。（改正に係る部分を収録）
 なお、法第七一条については、令和元年法律第一四号の改正後の条文を掲載した。

目次

第一章・第二章〔略〕

第三章 車両及び路面電車の交通方法

第一節 第十一節〔略〕

第十二節 整備不良車両の運転の禁止等（第六十二条―第六十三条の二）

第十三節〔略〕

第四章 第九章〔略〕

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十三〔略〕

十三の二 自動運行装置 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第二号に規定する自動運行装置をいう。

十四 十六〔略〕
 十七 運転 道路において、車両又は路面電車（以下「車両等」という。）をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいう。

十八 二十三〔略〕

2・3〔略〕

（違法駐車に対する措置）

第五十一条〔略〕

2 20〔略〕

21 警察署長は、第十二項の規定による車両（道路運送車両法による登録を受けた自動車に限る。以下この項において同じ。）の売却、第十三項の規定による車両の廃棄又は前項の規定による車両の所有権の都道府県の帰属があつたときは、政令で定めるところにより、当該車両について、これらの処分等に係る同法による登録を国土交通大臣又は同法第百五条第一項若しくは第二項の規定により委任を受けた者に囑託しなければならない。

22〔略〕

（罰則）〔略〕

（整備不良車両の運転の禁止）

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（同法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項及び第七十一条の四の二第二項第一号において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

（罰則）〔略〕

（車両の検査等）

第六十三条

警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両（軽車両を除く。以下この条において同じ。）が運転されているときは、当該車両を停止させ、並びに当該車両の運転者に対し、自動車検査証その他政令で定める書類及び作動状態記録装置（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。第六十三条の二において同じ。）により記録された記録の提示を求め、並びに当該車両の装置について検査をすることができる。この場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作し、又は輸入した者その他の関係者に対し、当該措置を求めることができる。

2・3 [略]

4 警察官は、第二項の規定による措置をとつたときは、当該故障車両の運転者に対し、当該故障車両について整備を要する事項を記載した文書を交付し、かつ、当該故障車両の前面の見やすい箇所に標章を貼り付けなければならない。

5・6 [略]

7 第四項の規定により貼り付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該故障車両に必要な整備がされたことについて、内閣府令・国土交通省令で定める手続により、最寄りの警察署の警察署長又は車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

8 [略]

(罰則) 第一項前段については第百十九条第一項第六号（三月以下の懲役又は五万円以下の罰金） 第二項については第百十九条第一項第七号（三月以下の懲役又は五万円以下の罰金） 第七項については第百二十一条第一項第九号（二万円以下の罰金又は料料）

(作動状態記録装置による記録等)

第六十三条の二の二 自動車の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態

記録装置により道路運送車両法第四十一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならない。

(罰則) 第百十九条第一項第七号の二（三月以下の懲役又は五万円以下の罰金）、第百二十三条（罰金刑又は料料刑）

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一・五の四 [略]

五の五 自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第百十八条第一項第三号の二において「無線通話装置」という。）を通過（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。同号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第一項第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第百十八条第一項第三号の二において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

六 [略]

(罰則) [略]

(自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等)

第七十一条の四の二 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四十一条第二項に規定する条件をいう。次項第二号において同じ。）を満たさない場合においては、当該

自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならない。

2 自動運行装置を備えている自動車の運転者が当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該運転者については、第七十一条第五号の五の規定は、適用しない。

一 当該自動車が整備不良車両に該当しないこと。

二 当該自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。

三 当該運転者が、前二号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあること。

（罰則）第一項については第九十九条第一項第九号の三（三月以下の懲役又は五万円以下の罰金）、同条第二項（十万円以下の罰金）

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 五（略）

六 第六十三条（車両の検査等）第一項前段の規定による警察官の停止に從わず、提示の要求を拒み、又は検査を拒み、若しくは妨げた者

七（略）

七の二 第六十三条の二の二（作動状態記録装置による記録等）の規定に違反した者

八 九の二（略）

九の三 第七十一条の四の二（自動運行装置を備えている自動車の運転者の遵守事項等）第一項の規定に違反した者

十 十五（略）

2 過失により前項第一号の二、第二号（第四十三条後段に係る部分を除く）、第五号、第九号、第九号の三又は第十二号の三の罪を犯した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百七十七条の二第四号若しくは第五号、第一百七十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第

二号、第三号若しくは第四号から第六号まで、第百十九条第一項第三号の二、第五号、第七号の二、第十一号、第十二号、第十二号の四、第十三号若しくは第十四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第五号、第七号若しくは第八号、第百二十一条第一項第十号、第十一号、第十一号の三若しくは第十三号又は第百二十一条第一項第七号、第八号若しくは第九号の二の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑又は料料刑を科する。

別表第二（第百二十五条、第百三十条の二関係）

反則行為の区分	反則行為に係る車両等の種類	反則金の限度額
（略）	（略）	（略）
第百十九条第一項第一号の二から第二号の二まで、第三号の二、第五号、第七号の二、第九号から第九号の三まで、第十二号の三若しくは第十五号又は第二項の罪に当たる行為	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考

（略）

附則（令和元年五月二四日法律第一四号抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

（道路交通法の一部改正）

第十七条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附則（令和元年六月五日法律第二〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（免許の効力の仮停止等に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に係る免許を受けた者（国際運転免許証又は外国運転免許証を所持する者を含む。）に対する警察署長による免許の効力の停止（自動車等の運転の禁止を含む。）については、第一条の規定による改正後の道路交通法（以下この条及び次条において「新法」という。）第百三条の二第一項（新法第百七条の五第十項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（運転経歴証明書の交付の申請に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路交通法第百四条の四第二項の規定により免許を取り消した公安委員会に対してされている同条第五項の規定による運転経歴証明書の交付の申請については、新法第百四条の四第五項から第七項までの規定にかかわら

ず、なお従前の例による。

（反則行為に関する経過措置）

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条及び附則第七条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（土砂等を運搬する大型自動車に関する特別措置法の一部改正）

第六条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（行政手続等における情報通信の技術に関する法律の一部改正）

第八条 行政手続等における情報通信の技術に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

○道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日)
総理府令第六十号

改正 令和元年五月二四日内閣府令第五号

注 道路交通法施行規則は、令和元年内閣府令第五号により改正、公布の日から施行。(改正に係る部分を収録。なお、様式(次頁以降に掲載)の各頁数は、「令和元年版交通小六法」の該当頁。)

附則 (令和元年五月二四日内閣府令第五号)

この府令は、公布の日から施行する。

○道路交通法施行規則

(昭和三十五年十二月三日)
総理府令第六十号

改正 令和元年六月二二日内閣府令第一二号

注 道路交通法施行規則は、令和元年内閣府令第一二号により改正、令和元年七月一日から施行。

(道路交通法施行規則の一部改正)

第二条 道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一の三から別記様式第一の三の五まで、別記様式第三から別記様式第三の五まで、別記様式第四、別記様式第四の三、別記様式第五、別記様式第五の四、別記様式第六、別記様式第九、別記様式第九の二、別記様式第十二から別記様式第十三の五まで、別記様式第十六から別記様式第十九の三の四まで、別記様式第十九の三の八、別記様式第十九の三の九、別記様式第十九の四から別記様式第十九の六まで、別記様式第二十一から別記様式第二十二の四まで、別記様式第二十二の六、別記様式第二十二の八から別記様式第二十二の十三まで、別記様式第二十四の三及び別記様式第二十八の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則 (令和元年六月二二日内閣府令第一二号)

抄)

(施行期日)

1 この府令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正前の〔中略〕道路交通法施行規則

則〔中略〕に規定する様式による書面については、この府令による改正後の〔中略〕道路交通法施行規則〔中略〕に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされません。

令和 年 月 日

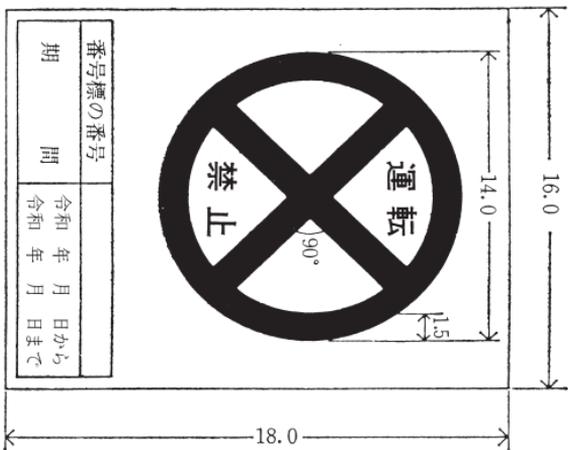
公安委員会 印

弁明通知書番号

弁明通知書番号

（平16内閣令97…本様式追加、令元内閣令5…本様式一部改正）

別記様式第五の三（第九条の十五関係）



備考 1 色彩は、記号を赤色、文字及びわくを黒色、地を白色とする。

2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 (昭53総理令37…本様式追加、平元総理令43・令元内閣令5…本様式一部改正)

別記様式第五の四（第九条の十六関係）

標章除去申請書	令和 年 月 日
公安委員会 申請者	住所
氏名	④
標章が付されている車両の番号標の番号	
運転の禁止の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
申請の理由	

備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。

2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができ。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 (昭53総理令37…本様式追加、平元総理令43…本様式一部改正、平6総理令9・平11総理令11…備考一部改正、平16内閣令97・令元内閣令5…本様式一部改正、令元内閣令12…備考一部改正)

別記様式第十六（第二十条関係）

道路交通法施行規則（様式一六）

公安委員会 殿 届出者氏名		運転免許証記載事項変更届												年 月 日						
		本籍・国籍等								氏名										
変更した事項	新	住 所																		
	旧	本籍・国籍等								氏名										
現に受けている免許	交付公安委員会		公安委員会																	
	交付年月日・番号		年 月 日				有効期間の末日													
	免許証番号		第 号																	
	第一種許 免 許 年 月 日		二・小・原		年 月 日				昭和		平成		令和							
	免 許 の 種 類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 自 二 輪 特	大 自 二 輪	普 自 二 輪 特	小 原 付	け 付	大 二 輪	中 二 輪	普 二 輪	大 特 引	け 引	大 型 仮	中 型 仮	準 中 型 仮	普 通 仮
	第一種許 種 類		そ の 他		年 月 日				昭和		平成		令和							
	第二種免許 仮 免 許		年 月 日				昭和		平成		令和									
	免 許 の 条 件																			

- 備考 1 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 2 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 3 公安委員会の管轄区域を異にしないで住所を変更した場合は、現に受けている免許欄には交付公安委員会、交付年月日・番号及び免許証番号のみを記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 （昭41総理令51…本様式全部改正、昭43総理令49・昭46総理令53…本様式一部改正、昭48総理令11…本様式全部改正、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記、平成総理令43・平6総理令1…本様式一部改正、平6総理令9…備考一部改正、平8総理令41・平14内閣令34・平18内閣令4…本様式一部改正、平25内閣令2…本様式一部改正・備考一部改正、平28内閣令49・令元内閣令5…本様式一部改正、令元内閣令12…備考一部改正）

別記様式第十七（第二十一条関係）

運転免許証再交付申請書												年	月	日																						
公安委員会 殿																																				
氏名・生年月日								年				月				日																				
本籍・国籍等																																				
住所																																				
再交付を申請する理由																																				
現に受けている免許	交付公安委員会																																			
	交付年月日・番号				平成 令和				年				月				日				有効期間 の末日															
	免許証番号		第		号																															
	第一種免許		二・小・原		年				月				日				昭和		平成		令和															
	免許の種類		大		中		準		普		大		大		普		小		原		大		中		普		大		大		中		準		普	
			型		型		型		通		特		二		二		特		付		引		二		二		二		二		二		二		二	
	第一種免許		その他		年				月				日				昭和		平成		令和															
第二種免許		年				月				日				昭和		平成		令和																		
仮免許		年				月				日				平成		令和																				
免許の条件																																				

（この線から下には記載しないこと。）

6.2 11.0 2.6	氏名・生年月日				年				月				日			
	本籍・国籍等															
	住所															
	交付															
	年 月 日まで有効															
免許の条件等														写 真		

- 備考 1 氏名・生年月日、本籍・国籍等及び住所欄は、明瞭に、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
- 3 免許年月日・種類欄は、年月日を記載するほか、該当する年号及び現に受けている免許の種類を表す略語を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 5 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- （昭41総理令51…本様式全部改正、昭43総理令49・昭46総理令53…本様式一部改正、昭48総理令11…本様式全部改正、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記、平元総理令43…本様式一部改正、平6総理令1…本様式一部改正、平6総理令9…備考一部改正、平8総理令41…本様式一部改正、平11総理令11…本様式全部改正・備考一部改正、平14内閣令34…本様式一部改正・備考一部改正、平18内閣令4…本様式一部改正、平25内閣令2…本様式一部改正・備考一部改正、平28内閣令49・令元内閣令5…本様式一部改正、令元内閣令12…備考一部改正）

別記様式第十九の三の五（第三十条の五関係）

出 頭 命 令 書			
道路交通法第104条の3第2項の規定により、あなたに下記のとおり出頭を命じます。			
命 令 日 時	年 月 日	午前 時 分	午後 時 分
出 頭 日 時	年 月 日	午前 時 分	午後 時 分
出 頭 場 所			
命 令 者 の 所 属、階 級 及 び 氏 名			
⑩			
氏 名	年 月 日	年 月 日	生 日 (歳)
本 籍			職 業
住 所			
免 許 証	第 号		
平・令 年 月 日 公安委員会交付			

備考 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

(平6総理令1…本様式追加、平6総理令19…本様式全部改正、平14内閣令83…本様式一部改正、平18内閣令4…備考追加、平25内閣令2…備考一部改正、令元内閣令5…本様式一部改正)

別記様式第十九の四（第三十一条の四関係）

仮運転免許取消し処分通知書

下記の理由により、あなたの免許を取り消したので通知します。

令和 年 月 日
公安委員会 印

住所	
氏名	
免許証の番号	第 平・令 年 月 日 号 公安委員会交付
免許の種類	
理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番又は縦25センチメートル、横12センチメートルとする。

(昭48総理令11…本様式追加、昭50総理令10…本則関係明記、平元総理令43…本様式一部改正、平6総理令9…備考一部改正、令元内閣令5…本様式一部改正、令元内閣令12…備考一部改正)

別記様式第二十三（第三十八条の六関係）

免 許 証 保 管 証 （番号）									
交 付 日 時		令和 年 月 日 午 前 後 時 分							
交付者の所属、階級及び氏名		⑨							
氏名	生年月日	年 月 日生（歳）				職業	出 頭		
	本 籍							日 時	場 所
	住 所								
	免 許 証	第 号							
		平・令 年 月 日 公安委員会交付							

有 効 期 限		令和 年 月 日								備考 1 この保管証は、有効期間中は運転免許証とみなされるものですから、運転するときは、必ず携帯していなければなりません。 2 運転免許証は、あなたが指定された日時及び場所に出頭したときに、この保管証と引換えに返還します。	
免許年月日	第一種免許	二・小・原	昭・平・令 年 月 日								
		その他	昭・平・令 年 月 日								
	第二種免許	昭・平・令 年 月 日									
免 許 の 種 類		有無									
		種 類	大	中	準	大	大	小	原	大	中
免 許 の 条 件											

備考 1 本籍欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。
 2 免許の種類欄の略語の意味は、別表第2に定めるとおりとする。
 3 免許の種類欄の有無の欄には、現に受けている免許の種類を表す略語の上部に「1」を、その他の略語の上部に「0」をそれぞれ記載すること。
 （昭43総理令27…本様式全部改正、昭43総理令49・昭46総理令53…本様式一部改正、昭50総理令10…本則関係明記・本様式一部改正、平元総理令43…本様式一部改正、平6総理令1…本様式全部改正、平8総理令41・平14内閣令83・平18内閣令4…本様式一部改正、平25内閣令2…備考一部改正、平28内閣令49・令元内閣令5…本様式一部改正）

別記様式第二十五（第四十条関係）

交通反則告知書（番号）											
告知日時		令和 年 月 日 午前 時 分 午後									
告知者の所屬、階級等及び氏名		㊦									
(1) 反則者 氏名	生年月日	年 月 日生(歳)			職業	(8) 出 頭		日時 場所 裏面記載のとおり。 月 日 午後 時	免 許 証 管 無		
	本 籍										
	住 所										
	免 許 証	第 号			平・令 年 月 日 公安委員会交付		月 日 午後 時			免 許 証 管 無	
	保 護 者 又 勤 務 先	住 所 氏 名	(歳)	職 業	続 柄	電 話					
	(2) 反則車両	登録(車両)番号 号								免 許 証 管 無	
	(3) 反則日時	令和 年 月 日 午前 時 分 ごろ 午後									
少 男・女	(4) 反則場所										
(5) 反則事項・罰条											
(6) 反則行為の種別	車両等の種類(○印のもの)			反則行為の種類		(7)反則金相当額					
	大型車 普通車 二輪車 原付車 重被牽引車					円					
道路交通法第126条の規定により上記のとおり告知します。											

- 備考 1 下部の空白の部分には、別記様式第23の下部を記載する。
 2 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。
 (昭43総理令6…本様式追加、昭43総理令27・昭45総理令28…本様式一部改正、昭50総理令10…本則関係明記、平元総理令43・平2総理令51…本様式一部改正、平10総理令2…本様式一部改正、平14内閣令83・令元内閣令5…本様式一部改正)

(裏)

交通反則通告制度に関する説明

仮納付の期限、場所、方法及び公示通告の場所

出頭場所

交通反則通告書（告知書番号）										
告知年月日		令和 年 月 日								
告知者の所属、階級等及び氏名										
(1) 反則者氏名	生年月日	年 月 日生（ 歳）			職業	(8) 納付				
	本籍	方法								場所
	住所									
	免許証	第 号			別添納付書によること。				別添納付書記載のとおり。	
		平・令 年 月 日 公安委員会交付								
	保護者は先	住所	電			別添納付書によること。				別添納付書記載のとおり。
	又勤務	氏名	(歳)	職業	続柄					
(2) 反則車両	登録（車両）番号 号									
(3) 反則日時	令和 年 月 日 午 前後 時 分 ごろ									
少男・女	(4) 反則場所									
(5) 反則事項・罰条										
(6) 反則行為の種類	車両等の種類（○印のもの）			反則行為の種類			(7) 反則金額			
	大型車 普通車 二輪車 原付車 重被牽引車						円			
(9) 納付すべき金額	円									
(10) 納付期限	令和 年 月 日									
(11) 通告年月日	令和 年 月 日									
<p>上記(2)(3)(4)(5)(6)の理由により道路交通法第127条 第 1 項の規定に基づき(9)の金額の納付を通告します。</p> <p style="text-align: right;">警察本部長 (警視総監) <input type="checkbox"/> (方面本部長)</p>										

備考 用紙の大きさは、縦25センチメートル、横12センチメートルとする。
 (昭43総理令6…本様式追加、昭45総理令28…本様式一部改正、昭50総理令10…本則関係明記、平元総理令43・平2総理令51…本様式一部改正、平10総理令2…本様式一部改正、平14内閣令83・令元内閣令5…本様式一部改正)

別記様式第二十七（第四十二条関係）

道路交通法施行規則（様式二七）

交通反則告知是正通知書	
(1) 氏 名	
(2) 生年月日及び住所	
(3) 告知書の番号及び 告知年月日	
(4) 通 知 内 容	
(5) 通 知 理 由	
<p>上記のとおり道路交通法第127条第2項前段の規定により通知します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察本部長 （警視總監） 印 （方面本部長）</p>	

備考 用紙の大きさは、縦17センチメートル、横12センチメートルとする。

（昭43総理令6…本様式追加、昭50総理令10…本則関係明記、平元総理令43・令元内閣令5…本様式一部改正）

別記様式第二十八（第四十三条関係）

第二片

納付書・領収証書 国庫金

(番号)

内閣府主管
(番号)

一般会計

(取扱庁名(番号))

金額 万円 千百十円

現金納付 上記の金額を領収しました。

(領収日付印)
(有価証券又は収入印紙による納付はできません。)

住所

氏名

殿

(注意)

- 1 金額欄の数字の訂正はできません。
- 2 この納付書は3枚1組となつていますから3枚とも納付場所
に提出して下さい。

納付区分	仮	本	指
告知表示	令和	年	月 日

納付場所	日本銀行本支店、代理店又は歳入代理店
納付期限	令和 年 月 日限り

納付期限後に納付することはできません。

第三片

② 領 収 済 通 知 書

国 庫 金

納付者通知票

(番 号)

通 知	令和	年	月	日
金 額	万	千	百	十
納付期限	令和	年	月	日
領 収	令和	年	月	日
納付区分	仮	本	指	
告知指示	令和	年	月	日

住 所

氏 名

殿

(年 度)

(番 号)

一般会計

内閣府主管
(番 号)

(取扱庁名 (番 号))

金 額

万	千	百	十
円			

上記の金額を領収しま
した。

(領収日付印)

--	--

住所	日本銀行本店、代理店又は歳入代理店
納付場所	日本銀行本店、代理店又は歳入代理店
納付期限	令和 年 月 日限り

(宛 先) (歳入徴収官又は歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地)

備考 1 各片は、左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

3 第1片の「◎」を赤色とし、「納付期限」欄及び「現金納付」を赤字で囲み、「現金納付」を太字体とする。

4 「納付区分」欄の「仮」は告知する場合に、「本」は通告する場合に、「指」は家庭裁判所の指示を受けた者に交付する場合にそれぞれ○で囲むものとする。

5 納付書を再発行するときは、各片上欄左肩に 再○○（○○は警察署名等）を押し印するものとする。

6 各片の右上欄の番号及び第3片の納付者通知票の番号は、告知書の番号（指示に係る納付の場合にあつては指示書の番号）と同一とする。

7 用紙の大きさは、各片とも、おおむね縦9センチメートル、横21センチメートルとする。

8 日本産業規格 X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字するときは、1及び2にかかわらず、左から納付書・領収証書・領収控及び領収済通知書の順に連続して接続した各片に共通する事項を印字する方法によることができる。この場合には、7にかかわらず、3片を連続して接続した用紙の大きさは、おおむね縦11センチメートル、横23センチメートルとする。

9 上記各号に掲げるもののほか、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）別紙第4号書式の備考によるものとする。

（昭43総理令6…本様式追加、昭45総理令28・昭47総理令55…本様式一部改正、昭50総理令10…本様式一部改正・本則関係明記、昭58総理令18・昭60総理令35・昭61総理令50・平元総理令43・平12総理令89…本様式一部改正・平15内閣令9・平26内閣令21…本様式全部改正・平27内閣令5・令元内閣令5…本様式一部改正、令元内閣令12…備考一部改正）

交通反則公示通告書

1 反則者

下記の告知年月日に下記の告知書番号の告知書により告知を受けた者

2 通告内容

通知書(7)記載の金額の反則金の納付

3 通告理由

(1) 反則行為となるべき事実

告知書(2)(3)(4)(5)記載のとおり。

(2) 反則行為の種別

告知書(6)記載のとおり。

上記のとおり道路交通法第127条第1項前段及び第129条第2項の規定により通告します。

なお、この通告を受けた者は、道路交通法第129条第3項の規定に基づき、この通告によつて反則金を納付した者とみなされます。

令和 年 月 日

警察本部長
(警視総監)
(方面本部長)

印

告知年月日	告知書番号	告知年月日	告知書番号

(昭43総理令6…本様式追加、昭50総理令10…本則関係明記、平元総理令43・令元内閣令5…本様式一部改正)